

処分についての審査請求書

2024(R6)年8月22日

蘭越町長殿

審査請求人（以下「請求人」）

氏名 野村 一也

電話番号

行政不服審査法第2条の規定により審査を請求する。

第1 請求人が開示を求めた公文書

本審査請求の対象となる公文書は、次に示す2024(R6)年5月17日付け請求書において請求人が求めた公文書のうち、末尾* .に示された「コースセパレート図」である。なお、請求の前半には請求理由が、請求の後半に請求内容が記されている。

2022(R4)年7月29日を期限として実施された大湯沼自然展示館・フィッシュアンド名駒の跡地活用公募型プロポーザル公募に関する文書を請求する。先ず、請求の背景となる事実を次に示す。

1) 2016(H28)年8月15日付け議会だより(No.168)において、赤石議員の質問への応答として、金町長は、5月29日にJRTから大湯沼自然展示館の活用計画案を受け取ったことが記されている。

(別紙1参照)

2) 2017(H29)年7月13日、蘭越町とJRTは、北海道新聞の報道に対する対応を協議した際、金町長は、JRTに対し、チセヌプリスキー場に隣接する大湯沼自然展示館の運営を内々で依頼しており、すでに蘭越町議会にも根回しが済んでいることに言及した。

(別紙2参照)

3) 2018(H31)年2月15日付け議会だより(No.174)において、赤石議員の質問への応答として、金町長は、JRTからも大湯沼自然展示館の正式な計画書を出してもらい協議する旨を応答している。

(別紙3参照)

上記1)3)に示す通り、金町長は、公募前に、JRTと大湯沼自然

展示館の運営に関する打合せを行っていたことが示されている。2) においては、金町長は、議会への根回しを済ませたこと言及したことが記録されている。

その一方、プロポーザル公募の掲載内容は、建物の図面さえ示されておらず、広く公募を求めるには甚だ内容が乏しいと言わざるを得ない。このことは、金町長らがいわゆる出来レースを目論んでいることを疑わざるを得ないため、以下の文書を請求する。

1. 大湯沼自然展示館の跡地活用公募型プロポーザル公募に関する全ての文書（次回の公募に向けての打合せ記録を含むこと）
2. フィッシュランド名駒の跡地活用公募型プロポーザル公募に関する全ての文書（応募の内容とその後の打ち合わせ記録全てを含むこと）

なお、（一部）開示決定通知には、上述の請求内容全文を記載することを求める。

第2 審査請求に係る処分の内容

2024(R6)年7月17日、蘭越町は、請求人に『不存在』を通知した。なお、不存在の理由として、「上記1.内（次回の公募に向けての打合せ記録）については、文書が無いため、不存在。」と記された。

第3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

2024(R6)年7月17日

第4 審査請求の趣旨

- 1 第2に記載の処分を取り消す、との裁決を求める。
- 2 開示請求書中に「請求の背景となる事実」として証拠を添えて記したとおり、町長がJRTに自然展示館を運営させるために具体的な打合せを行ったことは明かである。秘匿したのか、本当に不存在なのかを請求人が知ることは不可能であるが、将来において、同様にいわゆる「出来レース」の疑いを生じさせないために、公有財産の処分や公金の支出にかかわる外部との打合せについては、打合せ記録を残すよう求める。

第5 処分庁の教示の有無およびその内容

次の教示があった。

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、蘭越町長に対して、審査請求をすることができます。

第6 別紙添付書類

- 別紙1 議会だより No.168 (抜粋)
- 別紙2 JRTの自然公園法違反を協議した際の打合せ記録
- 別紙3 議会だより No.174 (抜粋)

以上

令和6年10月3日

審査庁（総務課長）様

蘭越町長 金 秀 行

弁 明 書

審査請求人野村一也氏（以下「請求人」という。）が令和6年8月22日に提起した処分についての審査請求書についての審査請求に関し、次のとおり弁明します。

1 弁明の趣旨

「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求めます。

2 本件処分に至るまでの経緯

(1) 令和6年8月22日請求人から、2022（R4）年7月29日を期限として実施された大湯沼自然展示館・フィッシュアンド名駒の跡地活用公募型プロポーザル公募に関する文書を請求する。先ず、請求の背景となる事実を次に示す。

1) 2016（H28）年8月15日付け議会だより（No.168）において、赤石議員の質問への応答として、金町長は、5月29日にJRTから大湯沼自然展示館の活用計画案を受け取ったことが記されている。（別紙1参照）

2) 2017（H29）年7月13日、蘭越町とJRTは、北海道新聞の報道に対する対応を協議した際、金町長は、JRTに対し、チセヌプリスキー場に隣接する大湯沼自然展示館の運営を内々で依頼しており、すでに蘭越町議会にも根回しが済んでいることに言及した。（別紙2参照）

3) 2018（H31）年2月15日付け議会だより（No.174）において、赤石議員の質問への応答として、金町長は、JRTからも大湯沼自然展示館の正式な計画書を出してもらい協議する旨を応答している。（別紙3参照）

上記1) 3) に示す通り、金町長は、公募前に、JRTと大湯沼自然展示館の運営に関する打合せを行っていたことが示されている。2) においては、金町長は、議会への根回しを済ませたこと言及したことが記録されている。

その一方、プロポーザル公募の掲載内容は、建物の図面さえ示されておらず、広く公募を求めるには甚だ乏しいと言わざるを得ない。このことは、金町長らがいわゆる出来レースを目論んでいることを疑わざるを得ないため、以下の文書を請求する。

1. 大湯沼自然展示館の跡地活用公募型プロポーザル公募に関する全ての文書（次回の公募に向けての打合せ記録を含むこと）

なお、（一部）開示決定通知には、上述の請求内容全文を記載することを求める。

(2) 令和6年7月17日実施機関は請求に対して、不存在とする旨通知した。

3 本処分の理由

次回の公募に向けての打合せ記録が存在しないため、不存在と判断したためである。

蘭 総 号
令和6年10月17日

野 村 一 也 様

蘭越町長 金 秀 行

弁明書の送付及び反論書等の提出について

令和6年8月22日に提出された、大湯沼自然展示館の跡地活用公募型プロポーザル公募に関する全ての文書（次回の公募に向けての打合せ記録を含むこと）の不存在決定に係る公文書の不存在決定に対する審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えた同法第29条第5項の規定により、別添のとおり弁明書を送付します。

この弁明書に対しては、同法第9条第3項の規定により読み替えた同法第30条第1項の規定により弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出することができます。反論書を提出する場合は、令和6年11月11日（月）までに提出してください。

なお、同法第9条第3項の規定により読み替えた同法第31条の規定及び蘭越町情報公開審査会設置規則第7条第2項に基づく口頭意見陳述を希望される場合は、反論書の提出期限までに審査庁である総務課（総務係）にその旨を御連絡ください。

蘭越町役場
総務課 担当：福岡